

みんなではじめる街並みづくり

市民の皆さんと一緒に50年、100年後を見据えて、「八潮らしい魅力ある街並み」を目指すため、平成20年4月から八潮街並みづくり100年運動実行委員会を中心に運動を進めています。平成22年度に実施予定の主な事業をお知らせします。

まちづくり資源 活用プロジェクト

応募された市民の皆さんと、実行委員会と連携する大学の学生がグループとなって、「八潮のまちの魅力」を再発見するため調査し、それらを活用した事業を検討・企画していきます。

主な内容

市民生活に密着した地域の資源などを探し出し、それらを活用した様々なイベントや各種事業を企画検討するワークショップを行います。

このプロジェクトの主角は、市民の皆さんです。また、大学との連携により、柔軟で斬新な学生の考え方が加わり、新たな地域資源の活用方法を生み出していくことが目的です。

調査した結果は、まちづくりフォーラムなどで発表し、平成23年度には、実現可能なプロジェクトから実際に実施していく予定です。



まちの魅力を再発見して くれる市民の方を募集

募集人数：10名程度（応募者多数の場合は、抽選）
 ④5月25日(火)までに電話または都市デザイン課窓口へ ☎(☎)346
 ※日程などの詳細は、応募いただいた方に後日お知らせします。

家づくりガイドライン 検討事業

「八潮らしい街並みづくり」を目指し、街並み形成に重要な役割を果たす「住宅」に着目した調査・研究を平成20年度から行ってきました。

今回、これまでの取り組みに基づき、市民の皆さんに広く「八潮の地域性を生かした家づくり」を周知・認識してもらおうと同時に、自ら取り組むことが可能になるように、家づくりに必要なガイドラインを策定します。

なお、ガイドラインは平成22年度および平成23年度の2カ年で策定する予定です。

提案発表「まちづくり フォーラム」を開催

これらの提案の発表の場として、11月下旬にフォーラムを行う予定です。詳細が決まり次第、お知らせします。

建物などの塗り替えには 事前の届出が必要です

マンション・工場などの大きな建築物において、壁面の塗り替えがある場合、工事の着工前に景観法に基づく届出が必要になります。

●届出先
都市デザイン課

●申請書類

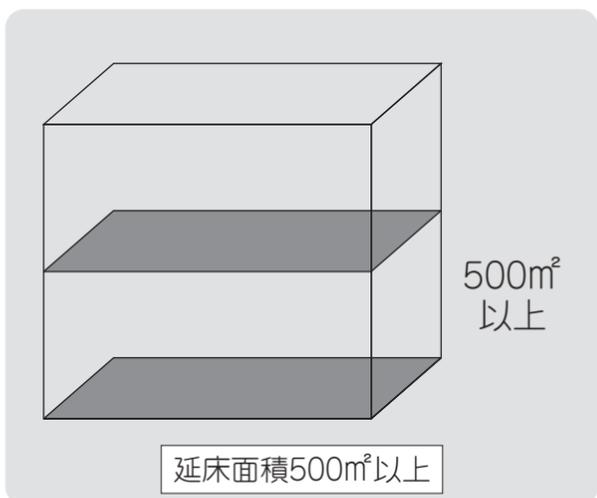
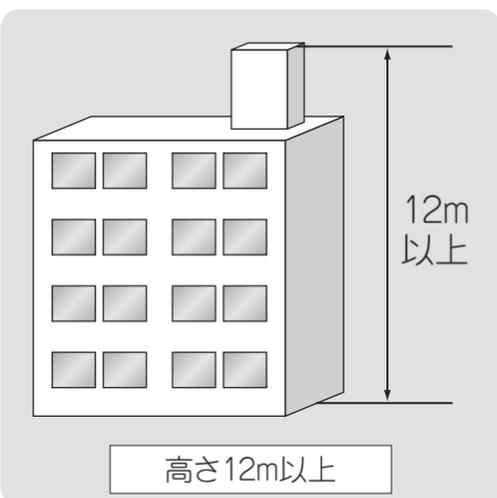
窓口で配布または市のホームページからダウンロードできます。

(Q)対象の規模は？
 (A)建物の延べ床面積が500平方メートル以上または、高さが12メートル以上の建築物で、各壁面の10分の1以上の面積を修繕・模様替え・色彩の変更がある場合です。
 八潮駅周辺の商業地域・近隣商業地域（八潮市景観計画に定める特定区域）では、全ての建物が対象となります。

(Q)いつまでに届出するの？
 (A)工事を行う30日前までに、届出てください。

(Q)何か規制されているの？
 (A)外壁の色について、街並みの調和が図られるように、一定の使用できる範囲が定められています。

(Q)届出の費用は？
 (A)申請手数料は、無料です。



☎都市デザイン課 ☎(☎)346